

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
(処分基準)							
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (指示等)							
第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、 第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合 において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害される おそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行 為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その 他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。							
一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約 若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当 に遅延させること。							
二 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契 約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要 なもの(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告 げないこと。							
三 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売 買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を 受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。							
四 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活におい て通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利(第二条第四項第一号に掲げ るものに限る。)の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量 を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他顧客の 財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの							
五 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正 及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定 めるもの							
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (訪問販売における氏名等の明示) 第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。 (契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等) 第3条の2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。 (訪問販売における書面の交付) 第4条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。 一 商品若しくは権利又は役務の種類 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期 五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。)を含む) 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。 3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
<p>第5条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。</p> <p>一 営業所等以外の場所において、商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）</p> <p>二 営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。</p> <p>三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。</p> <p>2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。</p> <p>3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項</p> <p>二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価</p> <p>三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法</p> <p>四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期</p> <p>五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）</p> <p>六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
<p>2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。</p> <p>3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。</p> <p>4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。</p> <p>○特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年省令第89号) (訪問販売における禁止行為)</p> <p>第18条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。</p> <p>二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。</p> <p>三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと（法第七条第一項第四号に定めるものを除く。）。</p> <p>四 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。</p> <p>五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤字の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。</p> <p>イ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面</p> <p>ロ 第三者が販売業者又は役務提供事業者当該売買契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは当該役務提供契約に係る役務の対価（以下「代金等」という。）を交付することを条件として購入者等が当該第三者に当該代金等に相当する額を支払う旨を記載した書面又は購入者等が代金等の全部若しくは一部に充てるための金銭を借り入れる旨を記載した書面</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
<p>六 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。</p> <p>ロ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。</p> <p>ハ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方これを勧誘すること。</p> <p>七 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。</p> <p>八 法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。</p> <p>九 法第四条第二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第一項の規定により交付する書面（法第五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為</p> <p>ロ 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第六条第一項に規定する行為を除く。）</p> <p>ハ 威迫して困惑させる行為（法第六条第三項に規定する行為を除く。）</p> <p>ニ 財産上の利益を供与する行為</p> <p>ホ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）</p> <p>ヘ 第十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為</p> <p>ト 第十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為</p> <p>チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為</p>							

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	7	不利益処 分の種類	訪問販売に係る業務改善指示 及び公表		
(権限委任) ○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (都道府県が処理する事務) 第68条(省略) ○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号) (都道府県が処理する事務) 第42条(省略)							